

各 位



令和8年7月14日
中ノ郷信用組合

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当組合の取引先である株式会社全東信が、2026年7月6日付で大阪地方裁判所に自己破産を申請し、同日破産手続の開始決定を受けたことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- (1) 商 号 株式会社 全東信
- (2) 所在地 大阪府大阪市中央区島之内1丁目14番14号 東信ビル
- (3) 代表者の氏名 高山 萬保
- (4) 資本金 4,500 百万円
- (5) 事業の内容 クレジットカード決済代行業

2. 当該取引先に対する債権の種類及び金額（2026年7月6日現在）

貸出金 300 百万円

3. 当該事実が当組合の業績に及ぼす影響

上記債権のうち、担保で保全されていない部分（300 百万円）については、2027年第2四半期（2026年9月期）において全額引当処理します。

なお、2026年3月期（直近決算）における自己資本額は、14,437 百万円、自己資本比率 10.29%（国内基準 4.0%以上）であり、本件引当処理後も十分な健全性・安全性を保っております。

以 上

本件に関する問い合わせ先
総務部経営企画課 菊池
TEL 03-3622-7131（代）